議案第39号

大口町税条例等の一部改正について

大口町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改 正するため必要があるからである。

大口町税条例等の一部を改正する条例

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正 する。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2 第4項」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第35条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第46条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第52条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その 旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、 同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条 の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同 項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」 を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「み なすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項 を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第57条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349 条の3第11項」に改める。

第57条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第67条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

- 第67条の4 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との 関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっ ては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補 充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当 該個人の住所及び氏名
 - (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第68条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は 現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。 第86条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第86条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第88条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、 卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し 又は消費等について、第90条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法 第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようと する製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3 第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第90条第1項中「第88条第2項」を「第88条第3項」に改める。

第119条第6項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」 を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を 同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第 33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第5 項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第3 0項第1号ロ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第 33項第1号二/を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第7 項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第3 0項第1号二」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条 第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第 9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条 第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第 15条第33項第3号ロ|を「附則第15条第30項第3号ロ|に改め、同項を 同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則 第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中 「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第1 3項とし、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」 に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を 「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とする。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条、附則第13条及び附則第15条第1項中「又は法」を「又は」 に改める。 附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」 を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、 同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 大口町税条例の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第3 4項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第22条中「及び第4項」を削る。

第25条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第30条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46項第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の第93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」

を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」 を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」 を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、 第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35 項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同 条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321 条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第32 1条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、 同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、 同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条 の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第 11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同 条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条 第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条 の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項と し、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」 に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12 項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第 10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第1 3項後段 | を「第12項後段 | に、「第15項 | を「第14項 | に、「第75条 の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場 合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第 9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第48条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第

12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、 又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」 を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。 第50条第4項から第6項までを削る。

第86条第2項中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」 に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大口町税条例等の一部を改正する条例(令和元年大口町条例第11号)の 一部を次のように改正する。

第3条のうち、大口町条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。 附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。 附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中大口町税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条 第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
 - (2) 第1条中大口町税条例第26条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
 - (3) 第2条中大口町条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規

定 令和3年10月1日

- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年 4月1日
- (5) 第1条中大口町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大口町税条例(以下「新条例」という。)附 則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応す る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前 の例による。

(町民税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第26条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第33条の2及び第3 5条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用 し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第 1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、 「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和 2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。) 第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に 該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫であ る大口町税条例第25条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 4 新条例第35条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 5 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大口町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の町民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和2年度以後の年度の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第67条の4の規定は、施行日以後に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。) 附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課す る固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。
- 第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

(大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 大口町税条例等の一部を改正する条例(平成30年大口町条例第21号) の一部を次のように改正する。

附則第1条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」 を「令和2年度分」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に 改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、 同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条 第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(個人の町民税の非課税の範囲)

第26条 略

- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親 (これらの者の前年の合計所得金額が12 5万円を超える場合を除く。)
- 2 略

(所得控除)

|第33条の2 所得割の納税義務者が法第31||第33条の2 所得割の納税義務者が法第31 4条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に 該当する場合は、同条第1項及び第3項から 第11項までの規定により雑損控除額、医療 費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひ とり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除 額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所 得割の納税義務者については、同条第2項、 第6項及び第11項の規定により基礎控除額 をそれぞれその者の前年の所得について算定 した総所得金額、退職所得金額又は山林所得 金額から控除する。

(町民税の申告)

者は、3月15日までに、施行規則第5号の 4様式(別表)による申告書を町長に提出し なければならない。ただし、法第317条の 6第1項又は第4項の規定により給与支払報 告書又は公的年金等支払報告書を提出する義 務がある者から1月1日現在において給与又 は公的年金等の支払を受けている者で前年中 において給与所得以外の所得又は公的年金等 に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しな

かった者で社会保険料控除額(令第48条の

(個人の町民税の非課税の範囲)

第26条 略

- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これ らの者の前年の合計所得金額が125万円 を超える場合を除く。)
- 2 略

(所得控除)

4条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に 該当する場合は、同条第1項及び第3項から 第12項までの規定により雑損控除額、医療 費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、障害者控除額、寡婦 (寡夫) 控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶 者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納 税義務者については、同条第2項、第7項及 び第12項の規定により基礎控除額をそれぞ れその者の前年の所得について算定した総所 得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 控除する。

(町民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる|第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる 者は、3月15日までに、施行規則第5号の 4様式(別表)による申告書を町長に提出し なければならない。ただし、法第317条の 6第1項又は第4項の規定により給与支払報 告書又は公的年金等支払報告書を提出する義 務がある者から1月1日現在において給与又 は公的年金等の支払を受けている者で前年中 において給与所得以外の所得又は公的年金等 に係る所得以外の所得を有しなかったもの

(公的年金等に係る所得以外の所得を有しな かった者で社会保険料控除額(令第48条の

旧

9の7に規定するものを除く。)、小規模企 業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地 震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特 別控除額(所得税法第2条第1項第33号の 4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの を除く。) 若しくは法第314条の2第4項 に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併 せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の 金額の控除、同条第9項に規定する純損失若 しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条 の7の規定により控除すべき金額(以下この 条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下こ の条において「給与所得等以外の所得を有し なかった者」という。)及び第26条第2項 に規定する者(施行規則第2条の2第1項の 表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) につい ては、この限りでない。

$2 \sim 10$ 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族 申告書)

第35条の3の2 略

(1) • (2) 略

(3) 略

 $2\sim5$ 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶 養親族申告書)

|第35条の3の3 所得税法第203条の6第||第35条の3の3 所得税法第203条の6第 1項の規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は法の施行地にお いて同項に規定する公的年金等(所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除 く。以下この項において「公的年金等」とい

9の7に規定するものを除く。)、小規模企 業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地 震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特 別控除額(所得税法第2条第1項第33号の 4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの を除く。) 若しくは法第314条の2第5項 に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併 せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の 金額の控除、同条第9項に規定する純損失若 しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条 の7の規定により控除すべき金額(以下この 条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下こ の条において「給与所得等以外の所得を有し なかった者」という。)及び第26条第2項 に規定する者(施行規則第2条の2第1項の 表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) につい ては、この限りでない。

 $2 \sim 10$ 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族 等申告書)

第35条の3の2

(1) • (2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当 する場合には、その旨

(4) 略

 $2\sim5$ 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶 養親族等申告書)

1項の規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は法の施行地にお いて同項に規定する公的年金等(所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除 く。以下この項において「公的年金等」とい

う。) の支払を受ける者であって、扶養親族 (控除対象扶養親族を除く。) を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」 という。) で町内に住所を有するものは、当 該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203条の6第1項に規定する公的年金等の 支払者(以下この条において「公的年金等支 払者」という。) から毎年最初に公的年金等 の支払を受ける日の前日までに、施行規則で 定めるところにより、次に掲げる事項を記載 した申告書を、当該公的年金等支払者を経由 して、町長に提出しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 略

 $2\sim5$ 略

(法人の町民税の申告納付)

第46条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく|2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく は事業所を有する法人(以下この条において 「内国法人」という。)が、租税特別措置法 第66条の7第5項及び第11項又は第68 条の91第4項及び第10項の規定の適用を 受ける場合には、法第321条の8第24項 及び令第48条の12の2に規定するところ により、控除すべき額を前項の規定により申 告納付すべき法人税割額から控除する。

 $3 \sim 17$ 略

(固定資産税の納税義務者等)

第52条 略

は、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家 屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等 旧

う。) の支払を受ける者であって、扶養親族 (控除対象扶養親族を除く。)を有する者若 しくは単身児童扶養者である者(以下この条 において「公的年金等受給者」という。)で 町内に住所を有するものは、当該申告書の提 出の際に経由すべき所得税法第203条の6 第1項に規定する公的年金等の支払者(以下 この条において「公的年金等支払者」とい う。) から毎年最初に公的年金等の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書 を、当該公的年金等支払者を経由して、町長 に提出しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者 に該当する場合には、その旨

(4) 略

 $2\sim5$ 略

(法人の町民税の申告納付)

第46条 略

は事業所を有する法人(以下この条において 「内国法人」という。)が、租税特別措置法 第66条の7第4項及び第10項又は第68 条の91第4項及び第10項の規定の適用を 受ける場合には、法第321条の8第24項 及び令第48条の12の2に規定するところ により、控除すべき額を前項の規定により申 告納付すべき法人税割額から控除する。

 $3 \sim 17$ 略

(固定資産税の納税義務者等)

第52条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋について 2 前項の所有者とは、土地又は家屋について は、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家 屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等 に関する法律(昭和37年法律第69号)第 に関する法律(昭和37年法律第69号)第

2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第 4条第2項の規定により共用部分とされた附 属の建物を含む。) については、当該家屋に 係る同法第2条第2項の区分所有者(以下 「区分所有者」という。)とする。以下固定 資産税について同様とする。)として登記又 は登録がされているものをいう。この場合に おいて、所有者として登記又は登録がされて いる個人が賦課期日前に死亡しているとき、 若しくは所有者として登記又は登録がされて いる法人が同日前に消滅しているとき、又は 所有者として登記されている法第348条第 1項の者が同日前に所有者でなくなっている ときは、同日において当該土地又は家屋を現 に所有している者をいう。

- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、 火災その他の事由<u>により</u>不明である場合<u>に</u> は、その使用者を所有者とみなして、固定資 産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を 課することができる。この場合において、町 は、当該登録をしようとするときは、あらか じめ、その旨を当該使用者に通知しなければ ならない。
- 5 法第343条第5項に規定する探索を行っ てもなお固定資産の所有者の存在が不明であ る場合(前項に規定する場合を除く。)に は、その使用者を所有者とみなして、固定資 産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を 課することができる。この場合において、町 は、当該登録をしようとするときは、あらか じめ、その旨を当該使用者に通知しなければ ならない。
- 号)による土地区画整理事業(農住組合法 (昭和55年法律第86号) 第8条第1項の

2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第 4条第2項の規定により共用部分とされた附 属の建物を含む。) については、当該家屋に 係る同法第2条第2項の区分所有者(以下 「区分所有者」という。)とする。以下固定 資産税について同様とする。)として登記又 は登録されているものをいう。この場合にお いて、所有者として登記又は登録されている 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若し くは所有者として登記又は登録されている法 人が同日前に消滅しているとき、又は所有者 として登記されている法第348条第1項の 者が同日前に所有者でなくなっているとき は、同日において当該土地又は家屋を現に所 有している者をいう。

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、 火災その他の事由<u>によって</u>不明である場合<u>に</u> おいては、その使用者を所有者とみなして、 これを固定資産課税台帳に登録し、その者に 固定資産税を課する。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第1195 土地区画整理法(昭和29年法律第119 号)による土地区画整理事業(農住組合法 (昭和55年法律第86号) 第8条第1項の 規定により土地区画整理法の規定が適用され 規定により土地区画整理法の規定が適用され

る農住組合法第7条第1項第1号の事業及び 密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律(平成9年法律第49号)第46 条第1項の規定により土地区画整理法の規定 が適用される密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第45条第1項第1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び 住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭 和50年法律第67号)による住宅街区整備 事業を含む。以下この項において同じ。)又 は土地改良法 (昭和24年法律第195号) による土地改良事業の施行に係る土地につい ては、法令若しくは規約等の定めるところに より仮換地、一時利用地その他の仮に使用し 若しくは収益することができる土地(以下こ の項において「仮換地等」と総称する。) の 指定があった場合又は土地区画整理法による 土地区画整理事業の施行者が同法第100条 の2 (農住組合法第8条第1項及び密集市街 地における防災街区の整備の促進に関する法 律第46条第1項において適用する場合並び に大都市地域における住宅及び住宅地の供給 の促進に関する特別措置法第83条において 準用する場合を含む。) の規定により管理す る土地で当該施行者以外の者が仮に使用する もの(以下この項において「仮使用地」とい う。)がある場合には、当該仮換地等又は仮 使用地について使用し、又は収益することが できることとなった日から換地処分の公告が ある日又は換地計画の認可の公告がある日ま での間は、仮換地等にあっては当該仮換地等 に対応する従前の土地について登記簿又は土 地補充課税台帳に所有者として登記又は登録 がされている者をもって、仮使用地にあって は土地区画整理法による土地区画整理事業の 施行者以外の仮使用地の使用者をもって、そ れぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1 項の所有者とみなし、換地処分の公告があっ

る農住組合法第7条第1項第1号の事業及び 密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律(平成9年法律第49号)第46 条第1項の規定により土地区画整理法の規定 が適用される密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第45条第1項第1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び 住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭 和50年法律第67号)による住宅街区整備 事業を含む。以下この項において同じ。) 又 は土地改良法(昭和24年法律第195号) による土地改良事業の施行に係る土地につい ては、法令若しくは規約等の定めるところに よって仮換地、一時利用地その他の仮に使用 し若しくは収益することができる土地(以下 この項において「仮換地等」と総称する。) の指定があった場合又は土地区画整理法によ る土地区画整理事業の施行者が同法第100 条の2 (農住組合法第8条第1項及び密集市 街地における防災街区の整備の促進に関する 法律第46条第1項において適用する場合並 びに大都市地域における住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特別措置法第83条におい て準用する場合を含む。) の規定によって管 理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用 するもの(以下この項において「仮使用地」 という。)がある場合においては、当該仮換 地等又は仮使用地について使用し、又は収益 することができることとなった日から換地処 分の公告がある日又は換地計画の認可の公告 がある日までの間は、仮換地等にあっては当 該仮換地等に対応する従前の土地について登 記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登 記又は登録されている者をもって、仮使用地 にあっては土地区画整理法による土地区画整 理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をも って、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に 係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公

旧

た日又は換地計画の認可の公告があった日か ら換地又は保留地を取得した者が登記簿に当 該換地又は保留地に係る所有者として登記さ れる日までの間は、当該換地又は保留地を取 得した者をもって当該換地又は保留地に係る 同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57 号)第23条第1項の規定により使用する埋 立地若しくは干拓地(以下この項において 「埋立地等」という。) 又は国が埋立て若し くは干拓により造成する埋立地等(同法第4 2条第2項の規定による竣工通知前の埋立地 等に限る。以下この項において同じ。)でエ 作物を設置し、その他土地を使用する場合と 同様の状態で使用されているもの(埋立て又 は干拓に関する工事に関して使用されている ものを除く。) についても、これらの埋立地 等をもって土地とみなし、これらの埋立地等 のうち、都道府県、市町村、特別区、これら の組合、財産区及び合併特例区(以下この項 において「都道府県等」という。) 以外の者 が同法第23条第1項の規定により使用する 埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用す る者をもって当該埋立地等に係る第1項の所 有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規 定により使用し、又は国が埋立て若しくは干 拓により造成する埋立地等にあっては、都道 府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又 は国以外の者に使用させている場合に限り、 当該埋立地等を使用する者(土地改良法第8 7条の2第1項の規定により国又は都道府県 が行う同項第1号の事業により造成された埋 立地等を使用するもので令第49条の3に規 定するものを除く。)をもって当該埋立地等 に係る第1項の所有者とみなすことができ

告があった日又は換地計画の認可の公告があ った日から換地又は保留地を取得した者が登 記簿に当該換地又は保留地に係る所有者とし て登記される日までの間は、当該換地又は保 留地を取得した者をもって当該換地又は保留 地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57 号) 第23条第1項の規定によって使用する 埋立地若しくは干拓地(以下この項において 「埋立地等」という。) 又は国が埋立て若し くは干拓によって造成する埋立地等(同法第 42条第2項の規定による竣工通知前の埋立 地等に限る。以下この項において同じ。) で 工作物を設置し、その他土地を使用する場合 と同様の状態で使用されているもの (埋立て 又は干拓に関する工事に関して使用されてい るものを除く。) についても、これらの埋立 地等をもって土地とみなし、これらの埋立地 等のうち、都道府県、市町村、特別区、これ らの組合、財産区及び合併特例区(以下この 項において「都道府県等」という。) 以外の 者が同法第23条第1項の規定によって使用 する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使 用する者をもって当該埋立地等に係る第1項 の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項 の規定によって使用し、又は国が埋立て若し くは干拓によって造成する埋立地等にあって は、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道 府県等又は国以外の者に使用させている場合 に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改 良法第87条の2第1項の規定により国又は 都道府県が行う同項第1号の事業により造成 された埋立地等を使用するもので令第49条 の2に規定するものを除く。)をもって当該 埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属

<u>る</u>。

旧

する部分その他施行規則第10条の2の15 で定めるものを含む。)であって、家屋の所 有者以外の者がその事業の用に供するため取 り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合 したことにより家屋の所有者が所有すること となったもの(以下この項において「特定附 帯設備」という。) については、当該取り付 けた者の事業の用に供することができる資産 である場合に限り、当該取り付けた者をもっ て第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設 備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産 とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第57条の2 略

2~8 略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に 規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 67条の2において同じ。) に対して課する 固定資産税の課税標準は、第1項から第6項 まで及び法第349条の3第11項の規定に かかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額と する。
- 第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以 下この項において同じ。) に対して課する固 定資産税の課税標準は、第1項から第6項ま で及び前項並びに法第349条の3第11項 の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に 係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定め る割合)

- 第57条の3 法第349条の3第27項に規|第57条の3 法第349条の3第28項に規 定する市町村の条例で定める割合は2分の1 とする。
- 2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定する市町 2 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市町

する部分その他施行規則第10条の2の12 で定めるものを含む。)であって、家屋の所 有者以外の者がその事業の用に供するため取 り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合 したことにより家屋の所有者が所有すること となったもの(以下この項において「特定附 帯設備」という。) については、当該取り付 けた者の事業の用に供することができる資産 である場合に限り、当該取り付けた者をもっ て第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設 備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産 とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第57条の2 略

2~8 略

- 規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 67条の2において同じ。) に対して課する 固定資産税の課税標準は、第1項から第6項 まで及び法第349条の3第12項の規定に かかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額と する。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2 | 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2 第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以 下この項において同じ。) に対して課する固 定資産税の課税標準は、第1項から第6項ま で及び前項並びに法第349条の3第12項 の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に 係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定め る割合)

- 定する市町村の条例で定める割合は2分の1 とする。

村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町3 法第349条の3第30項に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。

(被災住宅用地の申告)

第67条の3 略

(現所有者の申告)

- 第67条の4 現所有者(法第384条の3に 規定する現所有者をいう。以下この条及び次 条において同じ。)は、現所有者であること を知った日の翌日から3月を経過した日まで に次に掲げる事項を記載した申告書を町長に 提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又 は名称、次号に規定する個人との関係及び 個人番号又は法人番号(個人番号又は法人 番号を有しない者にあっては、住所、氏名 又は名称及び同号に規定する個人との関 係)
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は 土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台 帳に登記又は登録がされている個人が死亡 している場合における当該個人の住所及び 氏名
 - (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関 し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

- 規定する固定資産の所有者をいう。)が第6 7条の2若しくは法第383条の規定によ り、又は現所有者が前条の規定により申告す べき事項について正当な事由がなくて申告を しなかった場合には、10万円以下の過料を 科する。
- 2 3 略

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

村の条例で定める割合は2分の1とする。

村の条例で定める割合は2分の1とする。

(被災住宅用地の申告)

第67条の3 略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

|第68条 | 固定資産の所有者(法第386条に|第68条 | 固定資産の所有者(法第386条に 規定する固定資産の所有者をいう。) が第6 7条の2又は法第383条の規定によって申 告すべき事項について正当な事由がなくて申 告をしなかった場合においては、10万円以 下の過料を科する。

2 • 3 略

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

旧

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除 く。) の本数は、紙巻たばこの本数によるも のとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの 本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙 巻たばこの1本に換算するものとする。ただ し、1本当たりの重量が0.7グラム未満の 葉巻たばこの本数の算定については、当該葉 巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7 本に換算するものとする。

略

- 項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。) の重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合 又は第3項第1号に掲げる方法により同号に 規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの 本数に換算する場合における計算は、売渡し 等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たり の重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を 乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たば この区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻 たばこの本数に換算する方法により行うもの とする。

5~10 略

(たばこ税の課税免除)

第88条 略

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2 号に係る部分に限る。) の規定は、卸売販売 業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲 げる製造たばこの売渡し又は消費等につい て、第90条第1項又は第2項の規定による 申告書に前項(法第469条第1項第1号又 は第2号に係る部分に限る。) の適用を受け ようとする製造たばこに係るたばこ税額を記 載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1 項に規定する書類を保存している場合に限

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除 く。) の本数は、紙巻たばこの本数によるも のとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの 本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙 巻たばこの1本に換算するものとする。

略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重 量を紙巻きたばこの本数に換算する場合又は 第3項第1号に掲げる方法により同号に規定 する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数 に換算する場合における計算は、売渡し等に 係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重 量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じ て得た重量を第84条に掲げる製造たばこの 区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たば この本数に換算する方法により行うものとす る。

5~10 略

(たばこ税の課税免除)

第88条 略

旧

り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施 4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販 売業者等が町長に施行規則第16条の2の3 第2項に規定する書類を提出している場合に 限り、適用する。

4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によってたばこ税を申告|第90条 前条の規定によってたばこ税を申告 納付すべき者(以下この節において「申告納 税者」という。)は、毎月末日までに、前月 の初日から末日までの間における売渡し等に 係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本 数の合計数(以下この節において「課税標準 数量」という。)及び当該課税標準数量に対 するたばこ税額、第88条第1項の規定によ り免除を受けようとする場合にあっては同項 の適用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに次条第1項の規定により控除 を受けようとする場合にあっては同項の適用 を受けようとするたばこ税額その他必要な事 項を記載した施行規則第34号の2様式によ る申告書を町長に提出し、及びその申告に係 る税金を施行規則第34号の2の5様式によ る納付書によって納付しなければならない。 この場合において、当該申告書には、第88 条第3項に規定する書類及び次条第1項の返 還に係る製造たばこの品目ごとの数量につい ての明細を記載した施行規則第16号の5様 式による書類を添付しなければならない。

 $2\sim5$ 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 略

 $2\sim5$ 略

行規則第16条の2の3に規定する書類を提 出しない場合には、適用しない。

3 略

(たばこ税の申告納付の手続)

納付すべき者(以下この節において「申告納 税者」という。)は、毎月末日までに、前月 の初日から末日までの間における売渡し等に 係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本 数の合計数(以下この節において「課税標準 数量」という。)及び当該課税標準数量に対 するたばこ税額、第88条第1項の規定によ り免除を受けようとする場合にあっては同項 の適用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに次条第1項の規定により控除 を受けようとする場合にあっては同項の適用 を受けようとするたばこ税額その他必要な事 項を記載した施行規則第34号の2様式によ る申告書を町長に提出し、及びその申告に係 る税金を施行規則第34号の2の5様式によ る納付書によって納付しなければならない。 この場合において、当該申告書には、第88 条第2項に規定する書類及び次条第1項の返 還に係る製造たばこの品目ごとの数量につい ての明細を記載した施行規則第16号の5様 式による書類を添付しなければならない。

 $2\sim5$ 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 略

 $2\sim5$ 略

6 第52条第7項の規定は、特別土地保有税 6 第52条第6項の規定は、特別土地保有税 について準用する。この場合において、同項 について準用する。この場合において、同項

中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは 「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の 取得と、当該埋立地等を使用する者」と、

「第1項の所有者」とあるのは「第119条 第1項の土地の所有者等」と、「同条第1 項」とあるのは「同法第23条第1項」と読 み替えるものとする。

附則

(延滞金の割合等の特例)

2第2項、第46条第5項、第48条第2 項、第51条の12第2項、第66条第2 項、第90条第5項、第93条第2項、第1 25条第2項(第132条において準用する 場合を含む。)及び第126条第2項(第1 32条において準用する場合を含む。) に規 定する延滞金の年14.6パーセントの割合 及び年7. 3パーセントの割合は、これらの 規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割 合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条 第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項 において同じ。) に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この項において同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満たな い場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあってはその年におけ る延滞金特例基準割合に年7. 3パーセント の割合を加算した割合とし、年7.3パーセ ントの割合にあっては当該延滞金特例基準割 合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの 割合を超える場合には、年7. 3パーセント の割合)とする。

2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規 定する延滞金の年7. 3パーセントの割合 は、これらの規定にかかわらず、各年の平均 貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算

旧

中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは 「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の 取得と、当該埋立地等を使用する者」と、 「第1項の所有者」とあるのは「第119条 第1項の土地の所有者等」と、「同条第1 項」とあるのは「同法第23条第1項」と読 み替えるものとする。

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第21条、第41条の第3条の2 当分の間、第21条、第41条の 2第2項、第46条第5項、第48条第2 項、第51条の12第2項、第66条第2 項、第90条第5項、第93条第2項、第1 25条第2項(第132条において準用する 場合を含む。)及び第126条第2項(第1 32条において準用する場合を含む。) に規 定する延滞金の年14.6パーセントの割合 及び年7. 3パーセントの割合は、これらの 規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当 該年の前年に租税特別措置法第93条第2項 の規定により告示された割合に年1パーセン トの割合を加算した割合をいう。以下この条 において同じ。)が年7.3パーセントの割 合に満たない場合には、その年(以下この条 において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合 にあっては当該特例基準割合適用年における 特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を 加算した割合とし、年7.3パーセントの割 合にあっては当該特例基準割合に年1パーセ ントの割合を加算した割合(当該加算した割 合が年7. 3パーセントの割合を超える場合 には、年7.3パーセントの割合)とする。

> 定する延滞金の年7. 3パーセントの割合 は、これらの規定にかかわらず、特例基準割 合適用年中においては、当該特例基準割合適

旧

した割合が年7. 3パーセントの割合に満た ない場合には、その年中においては、その年 における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

|第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律|第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律 第89号) 第15条第1項(第1号に係る部 分に限る。) の規定により定められる商業手 形の基準割引率が年5.5パーセントを超え て定められる目からその後年5.5パーセン ト以下に定められる日の前日までの期間(当 該期間内に前条第2項の規定により第50条 第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を 前条第2項に規定する加算した割合とする年 に含まれる期間がある場合には、当該期間を 除く。以下この項において「特例期間」とい う。)内(法人税法第75条の2第1項(同 法第144条の8において準用する場合を含 む。)の規定により延長された法第321条 の8第1項に規定する申告書の提出期限又は 法人税法第81条の24第1項の規定により 延長された法第321条の8第4項に規定す る申告書の提出期限が当該年5.5パーセン ト以下に定められる日以後に到来することと なる町民税に係る申告基準日が特例期間内に 到来する場合における当該町民税に係る第5 0条の規定による延滞金については、当該年 5. 5パーセントを超えて定められる日から 当該延長された申告書の提出期限までの期間 内) は、特例期間内にその申告基準日の到来 する町民税に係る第50条第1項及び第4項 に規定する延滞金の年7.3パーセントの割 合は、これらの規定及び前条第2項の規定に かかわらず、当該年7.3パーセントの割合 と当該申告基準日における当該商業手形の基 準割引率のうち年5.5パーセントの割合を 超える部分の割合を年0.25パーセントの

割合で除して得た数を年0.73パーセント

用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第89号) 第15条第1項(第1号に係る部 分に限る。) の規定により定められる商業手 形の基準割引率が年5.5パーセントを超え て定められる目からその後年5.5パーセン ト以下に定められる日の前日までの期間(当 該期間内に前条第2項の規定により第50条 第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を 前条第2項に規定する特例基準割合とする年 に含まれる期間がある場合には、当該期間を 除く。以下この項において「特例期間」とい う。)内(法人税法第75条の2第1項(同 法第144条の8において準用する場合を含 む。)の規定により延長された法第321条 の8第1項に規定する申告書の提出期限又は 法人税法第81条の24第1項の規定により 延長された法第321条の8第4項に規定す る申告書の提出期限が当該年5.5パーセン ト以下に定められる日以後に到来することと なる町民税に係る申告基準日が特例期間内に 到来する場合における当該町民税に係る第5 0条の規定による延滞金については、当該年 5. 5パーセントを超えて定められる日から 当該延長された申告書の提出期限までの期間 内) は、特例期間内にその申告基準日の到来 する町民税に係る第50条第1項及び第4項 に規定する延滞金の年7. 3パーセントの割 合は、これらの規定及び前条第2項の規定に かかわらず、当該年7.3パーセントの割合 と当該申告基準日における当該商業手形の基 準割引率のうち年5.5パーセントの割合を 超える部分の割合を年0.25パーセントの 割合で除して得た数を年0.73パーセント

の割合に乗じて計算した割合とを合計した割 合(当該合計した割合が年12.775パー セントの割合を超える場合には、年12.7 75パーセントの割合)とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税 の課税の特例)

|第8条 昭和57年度から令和6年度までの各||第8条 昭和57年度から令和3年度までの各 年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条 第4項に規定する場合において、第35条の 2第1項の規定による申告書(その提出期限 後において町民税の納税通知書が送達される 時までに提出されたもの及びその時までに提 出された第35条の3第1項の確定申告書を 含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却 に係る租税特別措置法第25条第1項に規定 する事業所得の明細に関する事項の記載があ るとき(これらの申告書にその記載がないこ とについてやむを得ない理由があると町長が 認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額 を免除する。

2 · 3 略

(読替規定)

|第10条 法附則第15条から第15条の3の||第10条 法附則第15条から第15条の3の 2までの規定の適用がある各年度分の固定資 産税に限り、第57条の2第8項中「又は第 349条の3の4から第349条の5まで」 とあるのは、「若しくは第349条の3の4 から第349条の5まで<u>又は附則第15条</u>か ら第15条の3の2まで」とする

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第10条の2

旧

の割合に乗じて計算した割合とを合計した割 合(当該合計した割合が年12.775パー セントの割合を超える場合には、年12.7 75パーセントの割合)とする。

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税 の課税の特例)

年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条 第4項に規定する場合において、第35条の 2第1項の規定による申告書(その提出期限 後において町民税の納税通知書が送達される 時までに提出されたもの及びその時までに提 出された第35条の3第1項の確定申告書を 含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却 に係る租税特別措置法第25条第1項に規定 する事業所得の明細に関する事項の記載があ るとき(これらの申告書にその記載がないこ とについてやむを得ない理由があると町長が 認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額 を免除する。

2 · 3 略

(読替規定)

2までの規定の適用がある各年度分の固定資 産税に限り、第57条の2第8項中「又は第 349条の3の4から第349条の5まで」 とあるのは、「若しくは第349条の3の4 から第349条の5まで又は法附則第15条 から第15条の3の2まで」とする

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第10条の2

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- <u>3</u> 略
- 4 略
- る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号ロに規定す 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第1号ニに規定す9 法附則第15条第33項第1号ホに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号イに規定す 10 法附則第15条第33項第2号イに規定 る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第30項第2号口に規定 11 法附則第15条第33項第2号口に規定 する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第30項第3号口に規定 12 法附則第15条第33項第3号口に規定 する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第30項第3号ハに規定 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定 する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第41項に規定する市町 16 法附則第15条第47項に規定する市町 村の条例で定める割合は100分の0(生産 性の向上に重点的に取り組むべき業種として 同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市|3 法附則第15条第2項第6号に規定する市 町村の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 4 略
 - 5 略
- <u>5</u> 法<u>附則第15条第30項第1号イ</u>に規定す<u>6</u> 法<u>附則</u>第15条第33項第1号イに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
 - る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第30項第1号ハに規定す8 法附則第15条第33項第1号ニに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
 - る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
 - する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は4分の3とする。
 - する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は4分の3とする。
 - する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
 - する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第38項に規定する市町|14 法附則第15条第44項に規定する市町 村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第39項に規定する市町 15 法附則第15条第45項に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 村の条例で定める割合は100分の0(生産 性の向上に重点的に取り組むべき業種として 同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置

旧

法(平成30年法律第25号)第38条第2 項に規定する同意導入促進基本計画をい う。) に定める業種に属する事業の用に供す る法附則第15条第47項に規定する機械装 置等にあっては、100分の0)とする。

(令和元年度又は令和2年度における土地の 価格の特例)

- 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると認め られる地域において地価が下落し、かつ、町 長が土地の修正前の価格(法附則第17条の 2第1項に規定する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定資産税の課税標準とする ことが固定資産税の課税上著しく均衡を失す ると認める場合における当該土地に対して課 する固定資産税の課税標準は、第57条の2 の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和 2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修 正価格(法附則第17条の2第1項に規定す る修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登 録されたものとする
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和2 元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地 であって、令和2年度分の固定資産税につい て前項の規定の適用を受けないこととなるも のに対して課する同年度分の固定資産税の課 税標準は、第57条の2の規定にかかわら ず、修正された価格(法附則第17条の2第 2項に規定する修正された価格をいう。)で 土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令

和2年度までの各年度分の固定資産税の特 例)

2年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に 法(平成30年法律第25号)第38条第2 項に規定する同意導入促進基本計画をい う。) に定める業種に属する事業の用に供す る法附則第15条第47項に規定する機械装 置等にあっては、100分の0)とする。

(平成31年度又は令和2年度における土地 の価格の特例)

- 条件からみて類似の利用価値を有すると認め られる地域において地価が下落し、かつ、町 長が土地の修正前の価格(法附則第17条の 2第1項に規定する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定資産税の課税標準とする ことが固定資産税の課税上著しく均衡を失す ると認める場合における当該土地に対して課 する固定資産税の課税標準は、第57条の2 の規定にかかわらず、平成31年度分又は令 和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の 修正価格(法附則第17条の2第1項に規定 する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に 登録されたものとする
- 法附則第17条の2第2項に規定する平成 31年度適用土地又は平成31年度類似適用 土地であって、令和2年度分の固定資産税に ついて前項の規定の適用を受けないこととな るものに対して課する同年度分の固定資産税 の課税標準は、第57条の2の規定にかかわ らず、修正された価格(法附則第17条の2 第2項に規定する修正された価格をいう。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令 和2年度までの各年度分の固定資産税の特 例)
- 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和 2年度までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に

旧

係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3の2の規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該価格に同条に定める率を乗じて得 た額。以下この条において同じ。) に100 分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額(以下「宅地等 調整固定資産税額」という。) を超える場合 には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 2 平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該官僚企業地等に係る当該商業地等に係る商業地等に分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等にあるを乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該官産税の調定にがかわらず、当該同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調 整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年

- 係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3の2の規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該価格に同条に定める率を乗じて得 た額。以下この条において同じ。) に100 分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「宅地 等調整固定資産税額」という。)を超える場 合には、当該宅地等調整固定資産税額とす る。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調 整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年

旧

度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にはは、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までのの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかからず、当該商業地等の固定資産税の課税産税(当該商業地等が当該年度分の固定資産税に公訴第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受資産をあるときは、前年度分の固定資産を利益にこれらの規定に定める当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 5 負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこ

- 度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にはは、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が 0. 6以上 0. 7以下のものに係 る平成30年度から令和2年度までの各年度 分の固定資産税の額は、第1項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の固定資 産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は法附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受け る商業地等であるときは、前年度分の固定資 産税の課税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「商 業地等据置固定資産税額」という。)とす る。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が 0.7を超えるものに係る平成 3 0年度から令和 2年度までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格に10分の7を乗 じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固 定資産税について法第 349条の3<u>又は法</u>附 則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該額に

旧

れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税 額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和 2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2 第13条 農地に係る平成30年度から令和2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当 該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける農地であると きは、当該課税標準額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年 度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に 応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じ て得た額を当該農地に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額(以下「農地調整固定資 産税額」という。)を超える場合には、当該 農地調整固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

|第15条 附則第12条第1項から第5項まで||第15条 附則第12条第1項から第5項まで の規定の適用がある宅地等(附則第11条第 2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第3 49条の3、第349条の3の2又は附則第 15条から第15条の3までの規定の適用が ある宅地等を除く。) に対して課する平成3 0年度から令和2年度までの各年度分の特別 土地保有税については、第123条第1号及 び第130条中「当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格」とあるのは、「当 該年度分の固定資産税に係る附則第12条第 1項から第5項までに規定する課税標準とな

これらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産 税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和 2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

年度までの各年度分の固定資産税の額は、当 該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける農地である ときは、当該課税標準額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該 年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分 に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗 じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額(以下「農地調整固定 資産税額」という。)を超える場合には、当 該農地調整固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

の規定の適用がある宅地等(附則第11条第 2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第3 49条の3、第349条の3の2又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用 がある宅地等を除く。) に対して課する平成 30年度から令和2年度までの各年度分の特 別土地保有税については、第123条第1号 及び第130条中「当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格」とあるのは、

「当該年度分の固定資産税に係る附則第12 条第1項から第5項までに規定する課税標準

旧

るべき額」とする。

 $2\sim5$ 略

(略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の 特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前衛17条 当分の間、所得割の納税義務者が前 年中に租税特別措置法第31条第1項に規定 する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所 得については、第32条及び第33条の3の 規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年 中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所 得の金額(同法第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1 項、第35条第1項、第35条の2第1項、 第35条の3第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の適用により 同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得 の金額から控除する金額を控除した金額と し、これらの金額につき第3項第1号の規定 により読み替えて適用される第33条の2の 規定の適用がある場合には、その適用後の金 額。以下「課税長期譲渡所得金額」とい う。)の100分の3に相当する金額に相当 する町民税の所得割を課する。

2 • 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税 の特例)

|第17条の2 昭和63年度から令和5年度ま|第17条の2 昭和63年度から令和2年度ま での各年度分の個人の町民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す る譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措 置法第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲渡(同 項に規定する譲渡をいう。以下この条におい て同じ。)をした場合において、当該譲渡が 優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条

となるべき額」とする。

 $2\sim5$ 略

(略)

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の 特例)

年中に租税特別措置法第31条第1項に規定 する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所 得については、第32条及び第33条の3の 規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年 中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所 得の金額(同法第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1 項、第35条第1項、第35条の2第1項又 は第36条の規定に該当する場合には、これ らの規定の適用により同法第31条第1項に 規定する長期譲渡所得の金額から控除する金 額を控除した金額とし、これらの金額につき 第3項第1号の規定により読み替えて適用さ れる第33条の2の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡 所得金額」という。)の100分の3に相当 する金額に相当する町民税の所得割を課す る。

2 · 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税 の特例)

での各年度分の個人の町民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す る譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措 置法第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲渡(同 項に規定する譲渡をいう。以下この条におい て同じ。)をした場合において、当該譲渡が 優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条

旧

の2第1項に規定する優良住宅地等のための 譲渡をいう。)に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適 用を受ける譲渡所得を除く。次項において同 じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して 課する町民税の所得割の額は、前条第1項の 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。

(1) • (2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年2 度までの各年度分の個人の町民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規 定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡を した場合において、当該譲渡が確定優良住宅 地等予定地のための譲渡(法附則第34条の 2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地 のための譲渡をいう。以下この項において同 じ。)に該当するときにおける前条第1項に 規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する町民税の所得割について準 用する。この場合において、当該譲渡が法附 則第34条の2第10項の規定に該当するこ ととなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地 等予定地のための譲渡ではなかったものとみ なす。
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものと

の2第1項に規定する優良住宅地等のための 譲渡をいう。)に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適 用を受ける譲渡所得を除く。次項において同 じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して 課する町民税の所得割の額は、前条第1項の 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。

(1) • (2) 略

- 前項の規定は、昭和63年度から令和2年 度までの各年度分の個人の町民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規 定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡を した場合において、当該譲渡が確定優良住宅 地等予定地のための譲渡(法附則第34条の 2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地 のための譲渡をいう。以下この項において同 じ。) に該当するときにおける前条第1項に 規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する町民税の所得割について準 用する。この場合において、当該譲渡が法附 則第34条の2第10項の規定に該当するこ ととなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地 等予定地のための譲渡ではなかったものとみ なす。
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものと

新	旧
みなす。	みなす。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納 入金に係る延滞金)

第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第3 第21条 納税者又は特別徴収義務者は、第3 9条、第44条、第44条の2若しくは第4 4条の5(第51条の7の2において準用す る場合を含む。以下この条において同 じ。)、第45条の4第1項(第45条の5 第3項において準用する場合を含む。以下こ の条において同じ。)、第46条第1項(法 第321条の8第34項及び第35項の申告 書に係る部分を除く。)、第51条の7、第 61条、第74条の6第1項、第76条第2 項、第90条第1項若しくは第2項、第94 条第2項又は第125条第1項に規定する納 期限後にその税金を納付し、又は納入金を納 入する場合には、当該税額又は納入金額にそ の納期限(納期限の延長のあったときは、そ の延長された納期限とする。以下第1号、第 2号及び第5号において同じ。)の翌日から 納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、 年14.6パーセント(次の各号に掲げる税 額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲 げる期間並びに第5号及び第6号に定める日 までの期間については年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞 金額を加算して納付書によって納付し、又は 納入書によって納入しなければならない。

(1) \sim (3) 略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(こ れらの規定を法第602条第2項及び第6 03条の2の2第2項において準用する場 合を含む。)、第603条第3項又は第6 03条の2第5項の規定により徴収を猶予 した税額 当該猶予した期間又は当該猶予 した期間の末日の翌日から1月を経過する

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納 入金に係る延滞金)

9条、第44条、第44条の2若しくは第4 4条の5(第51条の7の2において準用す る場合を含む。以下この条において同 じ。)、第45条の4第1項(第45条の5 第3項において準用する場合を含む。以下こ の条において同じ。)、第46条第1項(法 第321条の8第22項及び第23項の申告 書に係る部分を除く。)、第51条の7、第 61条、第74条の6第1項、第76条第2 項、第90条第1項若しくは第2項、第94 条第2項又は第125条第1項に規定する納 期限後にその税金を納付し、又は納入金を納 入する場合においては、当該税額又は納入金 額にその納期限(納期限の延長のあったとき は、その延長された納期限とする。以下第1 号、第2号及び第5号において同じ。)の翌 日から納付又は納入の日までの期間の日数に 応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲 げる税額の区分に応じ、第1号から第4号ま でに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定 める日までの期間については年7.3パーセ ント) の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金額を加算して納付書によって納付 し、又は納入書によって納入しなければなら ない。

(1) \sim (3) 略

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(こ れらの規定を法第602条第2項及び第6 03条の2の2第2項において準用する場 合を含む。)、第603条第3項又は第6 03条の2第5項の規定によって徴収を猶 予した税額 当該猶予した期間又は当該猶 予した期間の末日の翌日から1月を経過す

旧

日までの期間

- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条 の8第1項、第2項又は第<u>31項</u>の規定に よる申告書に限る。) に係る税額(次号に 掲げるものを除く。) 当該税額に係る納 期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第46条第1項の申告書(法第321条 の8第34項及び第35項の申告書を除 く。) でその提出期限後に提出したものに 係る税額 当該提出した日又はその日の翌 日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

条第5項、第48条第2項、第50条第1 項、第51条の12第2項、第66条第2 項、第90条第5項、第93条第2項、第1 25条第2項並びに第126条第2項の規定 に定める延滞金の額の計算につきこれらの規 定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含 む期間についても、365日当たりの割合と する。

(町民税の納税義務者等)

第25条 略

2 略

人の定めがあり、かつ、令第47条に規定す る収益事業(以下この項及び第30条第2項 の表第1号において「収益事業」という。) を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を 廃止したものを含む。同号において「人格の ない社団等」という。)又は法人課税信託の 引受けを行うものは、法人とみなして、この 節(第46条第9項から第16項までを除 く。) の規定中法人の町民税に関する規定を 適用する。

(均等割の税率)

る日までの期間

- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条 の8第1項、第2項、第4項又は第19項 の規定による申告書に限る。) に係る税額 (次号に掲げるものを除く。) 当該税額 に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第46条第1項の申告書(法第321条 の8第22項及び第23項の申告書を除 く。) でその提出期限後に提出したものに 係る税額 当該提出した日又はその日の翌 日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第22条 前条、第41条の2第2項、第46 第22条 前条、第41条の2第2項、第46 条第5項、第48条第2項、第50条第1項 及び第4項、第51条の12第2項、第66 条第2項、第90条第5項、第93条第2 項、第125条第2項並びに第126条第2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこ れらの規定に定める年当たりの割合は、閏年 の日を含む期間についても、365日当たり の割合とする。

(町民税の納税義務者等)

第25条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理|3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理 人の定めがあり、かつ、令第47条に規定す る収益事業を行うもの (当該社団又は財団で 収益事業を廃止したものを含む。第30条第 <u>2項の表の第1号</u>において「人格のない社団 等」という。) 又は法人課税信託の引受けを 行うものは、法人とみなして、この節(第4 6条第10項から第12項までを除く。)の 規定中法人の町民税に関する規定を適用す

(均等割の税率)

新		田		
第30条 略		第30条 略		
 2 第25条第1項第3号又は	第4号の者に対	 2 第25条第1項第3号又は	第4号の者に対	
して課する均等割の税率は、次の表の左欄に		して課する均等割の税率は、次の表の左欄に		
		掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右		
欄に定める額とする。		欄に定める額とする。		
法人の区分	税率	法人の区分	税率	
1 次に掲げる法人	年額 50,	1 次に掲げる法人	年額 50,	
ア 法人税法第2条第5号の	000円	ア 法人税法第2条第5号の	000円	
公共法人及び法第294条		公共法人及び法第294条		
第7項に規定する公益法人		第7項に規定する公益法人		
等のうち、法第296条第		等のうち、法第296条第		
1項の規定により均等割を		1項の規定により均等割を		
課することができないもの		課することができないもの		
以外のもの(法人税法別表		以外のもの(法人税法別表		
第2に規定する独立行政法		第2に規定する独立行政法		
人で収益事業を行うものを		人で収益事業を行うものを		
除く。)		除く。)		
イ 人格のない社団等		イ 人格のない社団等		
ウ 一般社団法人(非営利型		ウ 一般社団法人(非営利型		
法人(法人税法第2条第9		法人(法人税法第2条第9		
号の2に規定する非営利型		号の2に規定する非営利型		
法人をいう。以下この号に		法人をいう。以下この号に		
おいて同じ。)に該当する		おいて同じ。)に該当する		
ものを除く。)及び一般財		ものを除く。)及び一般財		
団法人(非営利型法人に該		団法人(非営利型法人に該		
当するものを除く。)		当するものを除く。)		
工 保険業法(平成7年法律		工 保険業法(平成7年法律		
第105号)に規定する相		第105号)に規定する相		
互会社以外の法人で資本金		互会社以外の法人で資本金		
の額又は出資金の額を有し		の額又は出資金の額を有し		
ないもの(アからウまでに		ないもの(アからウまでに		
掲げる法人を除く。)		掲げる法人を除く。)		
オ 資本金等の額(法 <u>第29</u>		オ 資本金等の額(法 <u>第29</u>		
2条第1項第4号の2に規		2条第1項第4号の5に規		
定する資本金等の額をい		定する資本金等の額をい		
う。以下この表及び第4項		う。以下この表及び第4項		
において同じ。)を有する		において同じ。)を有する		

新 旧 法人(法人税法別表第2に 法人(法人税法別表第2に 規定する独立行政法人で収 規定する独立行政法人で収 益事業を行わないもの及び 益事業を行わないもの及び エに掲げる法人を除く。以 エに掲げる法人を除く。以 下この表及び第4項におい 下この表及び第4項におい て同じ。) で資本金等の額 て同じ。) で資本金等の額 が1千万円以下であるもの が1千万円以下であるもの のうち、町内に有する事務 のうち、町内に有する事務 所、事業所又は寮等の従業 所、事業所又は寮等の従業 者(俸給、給料若しくは賞 者(俸給、給料若しくは賞 与又はこれらの性質を有す 与又はこれらの性質を有す る給与の支給を受けること る給与の支給を受けること とされる役員を含む。)の とされる役員を含む。)の 数の合計数(次号から第9 数の合計数(次号から第9 号までにおいて「従業者数 号までにおいて「従業者数 の合計数」という。)が5 の合計数」という。)が5 0人以下のもの 0人以下のもの 略 略 略

額に、法第312条第3項第1号の法人税額 の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の 期間又は同項第3号の期間中において事務 所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じ て得た額を12で除して算定するものとす る。この場合における月数は、暦に従って計 算し、1月に満たないときは1月とし、1月 に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の町民税の申告納付)

人は、法第321条の8第1項、第2項、第 31項、第34項及び第35項の規定による 申告書(第9項、第10項及び第12項にお いて「納税申告書」という。)を、同条第1

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の 額に、法第312条第3項第1号の法人税額 の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事 業年度開始の日から6月の期間若しくは同項 第3号の連結法人税額の課税標準の算定期 間、又は同項第4号の期間中において事務 所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じ て得た額を12で除して算定するものとす る。この場合における月数は、暦に従って計 算し、1月に満たないときは1月とし、1月 に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 略

(法人の町民税の申告納付)

|第46条 町民税を申告納付する義務がある法||第46条 町民税を申告納付する義務がある法 人は、法第321条の8第1項、第2項、第 4項、第19項、第22項及び第23項の規 定による申告書(第10項、第11項及び第 13項において「納税申告書」という。) 項、第2項、第31項及び第35項の申告納 を、同条第1項、第2項、第4項、第19項

旧

付にあってはそれぞれこれらの規定による納 期限までに、同条第34項の申告納付にあっ ては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に 係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段 の規定により提出があったものとみなされる 申告書に係る税金を施行規則第22号の4様 式による納付書により納付しなければならな 11

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく は事業所を有する法人(以下この条において 「内国法人」という。)が、租税特別措置法 第66条の7第4項及び第10項の規定の適 用を受ける場合には、法第321条の8第3 6項及び令第48条の12の2に規定すると ころにより、控除すべき額を前項の規定によ り申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の93 の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける 場合には、法第321条の8第37項及び令 第48条の12の3に規定するところによ り、控除すべき額を第1項の規定により申告 納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等 4 を課された場合には、法第321条の8第3 8項及び令第48条の13に規定するところ により、控除すべき額を第1項の規定により 申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告 5 法第321条の8第22項に規定する申告 書(同条第33項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。)に係る税金 を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1項、第2項又は第31項の納期限(納期限 の延長があったときは、その延長された納期 限とする。第7項第1号において同じ。)の 翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年

及び第23項の申告納付にあってはそれぞれ これらの規定による納期限までに、同条第2 2項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提 出し、及びその申告に係る税金又は同条第1 項後段及び第3項の規定により提出があった ものとみなされる申告書に係る税金を施行規 則第22号の4様式による納付書により納付 しなければならない。

- は事業所を有する法人(以下この条において 「内国法人」という。)が、租税特別措置法 第66条の7第5項及び第11項又は第68 条の91第4項及び第10項の規定の適用を 受ける場合には、法第321条の8第24項 及び令第48条の12の2に規定するところ により、控除すべき額を前項の規定により申 告納付すべき法人税割額から控除する。
- 内国法人が、租税特別措置法第66条の9 の3第4項及び第10項又は第68条の93 の3第4項及び第10項の規定の適用を受け る場合には、法第321条の8第25項及び 令第48条の12の3に規定するところによ り、控除すべき額を第1項の規定により申告 納付すべき法人税割額から控除する。
- 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等 を課された場合には、法第321条の8第2 6項及び令第48条の13に規定するところ により、控除すべき額を第1項の規定により 申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 書(同条第21項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。)に係る税金 を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1項、第2項、第4項又は第19項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長さ れた納期限とする。第7項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数

旧

- 14.6パーセント(申告書を提出した日 (同条第35項の規定の適用がある場合にお いて、当該申告書がその提出期限前に提出さ れたときは、当該提出期限)までの期間又は その期間の末日の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセン ト) の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金を加算して施行規則第22号の4様式 による納付書により納付しなければならな
- 6 前項の場合において、法人が法第321条6 前項の場合において、法人が法第321条 の8第1項、第2項又は第31項に規定する 申告書を提出した日(当該申告書がその提出 期限前に提出された場合には、当該申告書の 提出期限)の翌日から1年を経過する日後に 同条第34項に規定する申告書を提出したと きは、詐偽その他不正の行為により町民税を 免れた法人が法第321条の11第1項又は 第3項の規定による更正があるべきことを予 知して当該申告書を提出した場合を除き、当 該1年を経過する日の翌日から当該申告書を 提出した日(法第321条の8第35項の規 定の適用がある場合において、当該申告書が その提出期限前に提出されたときは、当該申 告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計 算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8 第34項に規定する申告書(以下この項にお いて「修正申告書」という。)の提出があっ たとき(当該修正申告書に係る町民税につい て同条第1項、第2項又は第31項に規定す る申告書(以下この項において「当初申告 書」という。)が提出されており、かつ、当 該当初申告書の提出により納付すべき税額を 減少させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「減額更正」という。)

- に応じ年14.6パーセント(申告書を提出 した日(同条第23項の規定の適用がある場 合において、当該申告書がその提出期限前に 提出されたときは、当該提出期限)までの期 間又はその期間の末日の翌日から1月を経過 する日までの期間については、年7.3パー セント) の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金を加算して施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければなら ない。
- の8第1項、第2項<u>、第4項又は第19項</u>に 規定する申告書を提出した日(当該申告書が その提出期限前に提出された場合には、当該 申告書の提出期限)の翌日から1年を経過す る日後に同条第22項に規定する申告書を提 出したときは、詐偽その他不正の行為により 町民税を免れた法人が法第321条の11第 1項又は第3項の規定による更正があるべき ことを予知して当該申告書を提出した場合を 除き、当該1年を経過する日の翌日から当該 申告書を提出した日(法第321条の8第2 3項の規定の適用がある場合において、当該 申告書がその提出期限前に提出されたとき は、当該申告書の提出期限)までの期間は、 延滞金の計算の基礎となる期間から控除す る。
- 第5項の場合において、法第321条の8 第22項に規定する申告書(以下この項にお いて「修正申告書」という。) の提出があっ たとき(当該修正申告書に係る町民税につい て同条第1項、第2項、第4項又は第19項 に規定する申告書(以下この項において「当 初申告書」という。)が提出されており、か つ、当該当初申告書の提出により納付すべき 税額を減少させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「減額更正」とい

旧

があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかからず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額 更正が、更正の請求に基づくもの(法人税 に係る更正によるものを除く。)である場 合又は法人税に係る更正(法人税に係る更 正の請求に基づくものに限る。)によるも のである場合には、当該減額更正の通知を した日の翌日から起算して1年を経過する 日)の翌日から当該修正申告書を提出した 日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適 用がある場合において、当該修正申告書が その提出期限前に提出されたときは、当該 修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

う。)があった後に、当該修正申告書が提出 されたときに限る。)は、当該修正申告書が提出 提出により納付すべき税額(当該当初額を含 に係る税額(還付金の額に相当する税額を含 む。)に達するまでの部分に相当する税額に 限る。)については、前項の規定に不正の が、次に掲げる期間(許偽その他不正の行為 により町民税を免れた法第321条の 11第1項又は第3項の規定による更正がある に対して提出した修正申告書の に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額 更正が、更正の請求に基づくもの(法人税 に係る更正によるものを除く。)である場 合又は法人税に係る更正(法人税に係る更 正の請求に基づくものに限る。)によるも のである場合には、当該減額更正の通知を した日の翌日から起算して1年を経過した 日)の翌日から当該修正申告書を提出した 日(法<u>第321条の8第23項</u>の規定の適 用がある場合において、当該修正申告書が その提出期限前に提出されたときは、 修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第

2条第12号の7に規定する連結子法人をい う。第48条第3項及び第50条第4項にお いて同じ。) (連結申告法人(同法第2条第 16号に規定する連結申告法人をいう。第5 0条第4項において同じ。)に限る。)につ いては、同法第81条の24第4項の規定の 適用に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第321条の8第4項に規定する連結法 人税額をいう。以下この項及び第50条第4 項において同じ。) の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年度に該当する期間に 限る。第50条第4項において同じ。)に限 り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税 額を課税標準として算定した法人税割額及び これと併せて納付すべき均等割額について は、当該連結法人税額について法人税法第8 1条の24第1項の規定の適用がないものと みなして、第20条の2の規定を適用するこ とができる。

法人である内国法人は、第1項の規定によ り、納税申告書により行うこととされている 法人の町民税の申告については、同項の規定 にかかわらず、同条第52項及び施行規則で 定めるところにより、納税申告書に記載すべ きものとされている事項(次項及び第11項 において「申告書記載事項」という。)を、 法第762条第1号に規定する地方税関係手 続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方 税共同機構(第11項において「機構」とい う。) を経由して行う方法により町長に提供 することにより、行わなければならない。

10 略

は、申告書記載事項が法第762条第1号の 機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を

9 法第321条の8第52項に規定する特定 10 法第321条の8第42項に規定する特 定法人である内国法人は、第1項の規定によ り、納税申告書により行うこととされている 法人の町民税の申告については、同項の規定 にかかわらず、同条第42項及び施行規則で 定めるところにより、納税申告書に記載すべ きものとされている事項(次項及び第12項 において「申告書記載事項」という。)を、 法第762条第1号に規定する地方税関係手 続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方 税共同機構(第12項において「機構」とい う。)を経由して行う方法により町長に提供 することにより、行わなければならない。

11 略

11 第9項の規定により行われた同項の申告 12 第10項の規定により行われた同項の申 告は、申告書記載事項が法第762条第1号 の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置 含む。)に備えられたファイルへの記録がさ を含む。)に備えられたファイルへの記録が

旧

れた時に同項に規定する町長に到達したもの とみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故13 第10項の内国法人が、電気通信回線の 障、災害その他の理由により地方税関係手続 用電子情報処理組織を使用することが困難で あると認められる場合で、かつ、同項の規定 を適用しないで納税申告書を提出することが できると認められる場合において、同項の規 定を適用しないで納税申告書を提出すること について町長の承認を受けたときは、当該町 長が指定する期間内に行う同項の申告につい ては、前3項の規定は、適用しない。法人税 法第75条の5第2項の申請書を同項に規定 する納税地の所轄税務署長に提出した第9項 の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、 又は当該税務署長の却下の処分を受けていな い旨を記載した施行規則で定める書類を、納 税申告書の提出期限の前日までに、又は納税 申告書に添付して当該提出期限までに、町長 に提出した場合における当該税務署長が指定 する期間内に行う同項の申告についても、同 様とする。

13 略

- 14 第12項の規定の適用を受けている内国 15 第13項の規定の適用を受けている内国 法人は、第9項の申告につき第12項の規定 の適用を受けることをやめようとするとき は、その旨その他施行規則で定める事項を記 載した届出書を町長に提出しなければならな 11
- 内国法人につき、法第321条の8第61項 の処分又は前項の届出書の提出があったとき は、これらの処分又は届出書の提出があった 日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う 第9項の申告については、第12項前段の規 定は適用しない。ただし、当該内国法人が、 同日以後新たに同項前段の承認を受けたとき

された時に同項に規定する町長に到達したも のとみなす。

故障、災害その他の理由により地方税関係手 続用電子情報処理組織を使用することが困難 であると認められる場合で、かつ、同項の規 定を適用しないで納税申告書を提出すること ができると認められる場合において、同項の 規定を適用しないで納税申告書を提出するこ とについて町長の承認を受けたときは、当該 町長が指定する期間内に行う同項の申告につ いては、前3項の規定は、適用しない。法人 税法第75条の4第2項の申請書を同項に規 定する納税地の所轄税務署長に提出した第1 0項の内国法人が、当該税務署長の承認を受 け、又は当該税務署長の却下の処分を受けて いない旨を記載した施行規則で定める書類 を、納税申告書の提出期限の前日までに、又 は納税申告書に添付して当該提出期限まで に、町長に提出した場合における当該税務署 長が指定する期間内に行う同項の申告につい ても、同様とする。

14 略

- 法人は、第10項の申告につき第13項の規 定の適用を受けることをやめようとするとき は、その旨その他施行規則で定める事項を記 載した届出書を町長に提出しなければならな 11
- 15 第12項前段の規定の適用を受けている 16 第13項前段の規定の適用を受けている 内国法人につき、法第321条の8第51項 の処分又は前項の届出書の提出があったとき は、これらの処分又は届出書の提出があった 日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う 第10項の申告については、第13項前段の 規定は適用しない。ただし、当該内国法人 が、同日以後新たに同項前段の承認を受けた

は、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている 内国法人につき、第14項の届出書の提出又 は法人税法第75条の5第3項若しくは第6 項の処分があったときは、これらの届出書の 提出又は処分があった日の翌日以後の第12 項後段の期間内に行う第9項の申告について は、第12項後段の規定は適用しない。ただ し、当該内国法人が、同日以後新たに同項後 段の書類を提出したときは、この限りでな

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手 続)

第48条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法 2 第321条の8第1項、第2項又は第31項 の納期限(同条第35項の申告納付に係る法 人税割に係る不足税額がある場合には、同条 第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延 長があった場合には、その延長された納期限 とする。第4項第1号において同じ。)の翌 日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6パーセント(前項の納期限までの期 間又は当該納期限の翌日から1月を経過する 日までの期間については、年7. 3パーセン ト) の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金額を加算して納付しなければならな 11
- 第1項又は第3項の規定による更正の通知を した日が法第321条の8第1項、第2項又 は第31項に規定する申告書を提出した日 (当該申告書がその提出期限前に提出された 場合には、当該申告書の提出期限) の翌日か ら1年を経過する日後であるときは、詐偽そ の他不正の行為により町民税を免れた場合を

旧

ときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている 内国法人につき、第15項の届出書の提出又 は法人税法第75条の4第3項若しくは第6 項(同法第81条の24の3第2項において 準用する場合を含む。) の処分があったとき は、これらの届出書の提出又は処分があった 日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う 第10項の申告については、第13項後段の 規定は適用しない。ただし、当該内国法人 が、同日以後新たに同項後段の書類を提出し たときは、この限りでない。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手 続)

第48条 略

- 前項の場合においては、その不足税額に法 第321条の8第1項、第2項、第4項又は 第19項の納期限(同条第23項の申告納付 に係る法人税割に係る不足税額がある場合に は、同条第1項、第2項又は第4項の納期限 とし、納期限の延長があった場合には、その 延長された納期限とする。第4項第1号にお いて同じ。) の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、年14.6パーセント(前項 の納期限までの期間又は当該納期限の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、 年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算し た金額に相当する延滞金額を加算して納付し なければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11 3 前項の場合において、法第321条の11 第1項又は第3項の規定による更正の通知を した日が法第321条の8第1項、第2項、 第4項又は第19項に規定する申告書を提出 した日(当該申告書がその提出期限前に提出 された場合には、当該申告書の提出期限)の 翌日から1年を経過する日後であるときは、 詐偽その他不正の行為により町民税を免れた

旧

除き、当該1年を経過する日の翌日から当該 通知をした日(法人税に係る修正申告書を提 出し、又は法人税に係る更正若しくは決定が されたことによる更正に係るものにあって は、当該修正申告書を提出した日又は国の税 務官署が更正若しくは決定の通知をした日) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期 間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を 4 増加させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「増額更正」という。) があったとき(当該増額更正に係る町民税に ついて法第321条の8第1項、第2項又は 第31項に規定する申告書(以下この項にお いて「当初申告書」という。) が提出されて おり、かつ、当該当初申告書の提出により納 付すべき税額を減少させる更正(これに類す るものを含む。以下この項において「減額更 正」という。) があった後に、当該増額更正 があったときに限る。)は、当該増額更正に より納付すべき税額(当該当初申告書に係る 税額(還付金の額に相当する税額を含む。) に達するまでの部分に相当する税額に限 る。) については、前項の規定にかかわら ず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為 により町民税を免れた法人についてされた当 該増額更正により納付すべき町民税又は令第 48条の15の5第4項に規定する町民税に

場合を除き、当該1年を経過する日の翌日か ら当該通知をした日(法人税に係る修正申告 書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは 決定がされたこと(同条第2項又は第4項に 規定する申告書を提出すべき法人が連結子法 人の場合には、当該連結子法人との間に連結 完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2条第12号の6の7に規定する連結親法人 をいう。以下この項において同じ。) 若しく は連結完全支配関係があった連結親法人が法 人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税 に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項 第2号において同じ。) による更正に係るも のにあっては、当該修正申告書を提出した日 又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知 をした日)までの期間は、延滞金の計算の基 礎となる期間から控除する。

第2項の場合において、納付すべき税額を 増加させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「増額更正」という。) があったとき(当該増額更正に係る町民税に ついて法第321条の8第1項、第2項、第 4項又は第19項に規定する申告書(以下こ の項において「当初申告書」という。) が提 出されており、かつ、当該当初申告書の提出 により納付すべき税額を減少させる更正(こ れに類するものを含む。以下この項において 「減額更正」という。) があった後に、当該 増額更正があったときに限る。)は、当該増 額更正により納付すべき税額(当該当初申告 書に係る税額(還付金の額に相当する税額を 含む。)に達するまでの部分に相当する税額 に限る。) については、前項の規定にかかわ らず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行 為により町民税を免れた法人についてされた 当該増額更正により納付すべき町民税又は令 第48条の15の5第4項に規定する町民税

あっては、第1号に掲げる期間に限る。)を 延滞金の計算の基礎となる期間から控除す る。

(1) • (2) 略

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の 延滞金)

第50条 略

2 · 3 略

旧

にあっては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) 略

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の 延滞金)

第50条 略

2 · 3 略

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によ り法人税に係る申告書を提出する義務がある 法人で同法第81条の24第1項の規定の適 用を受けているもの及び当該法人との間に連 結完全支配関係がある連結子法人(連結申告 法人に限る。) は、当該申告書に係る連結法 人税額の課税標準の算定期間でその適用に係 るものの連結所得(同法第2条第18号の4 に規定する連結所得をいう。) に対する連結 法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準 として算定した法人税割額及びこれと併せて 納付すべき均等割額を納付する場合には、当 該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算 定期間の末日の翌日以後2月を経過した日か ら同項の規定により延長された当該申告書の 提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して納付しなければな らない。
- 5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提

旧

出により納付すべき税額の納付があった日 (その日が第50条第4項の連結法人税額の 課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を 経過した日より前である場合には、同日)から第50条第4項の申告書の提出期限までの 期間」と読み替えるものとする。

6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>0.7</u>本に換算するものとする。

略

3~10 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3~10 略

附則

(延滞金の割合等の特例)

新 旧

第3条の2 略

金の年7. 3パーセントの割合は、これらの 規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0. 5パーセントの割合を加算した割合が年 7. 3パーセントの割合に満たない場合に は、その年中においては、その年における当 該加算した割合とする。

第3条の2 略

2 当分の間、第50条第1項に規定する延滞 2 当分の間、第50条第1項<u>及び第4項</u>に規 定する延滞金の年7. 3パーセントの割合 は、これらの規定にかかわらず、各年の平均 貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算 した割合が年7. 3パーセントの割合に満た ない場合には、その年中においては、その年 における当該加算した割合とする。

大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表 (第3条関係)

大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改	正新旧対照表(第3条関係)
新	IB
(大口町税条例等の一部を改正する条例の一	(大口町税条例等の一部を改正する条例の一
部改正)	部改正)
	第26条中第1項第2号中「又は寡夫」を
	「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、公布の日から施行する。	第1条 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号	ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号
に定める日から施行する。	に定める日から施行する。
(1) \sim (3) 略	(1)~(3) 略
(4) 削除	(4) 第3条中大口町税条例第26条の改正規
	定及び附則第4条の規定 令和3年1月1
	<u> </u>
(5) 第3条及び附則第8条の規定 令和3年	(5) 第3条 <u>(前号に掲げる改正規定を除</u>
4月1日	く。) 及び附則第8条の規定 令和3年4
	月1日
第4条 削除	第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による
	改正後の大口町税条例第26条第1項(第2
	号に係る部分に限る。) の規定は、令和3年
	度以後の年度分の個人町民税について適用
	し、令和2年度分までの個人の町民税につい
	ては、なお従前の例による。

大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表(附則第8条関係)

附則

(施行期日)

第1条 略

- (1) \sim (5) 略
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規 定 令和2年10月1日
- (7) 第1条中大口町税条例第26条第1項第 2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。) 並び に第33条の2及び第33条の6の改正規 定並びに同条例附則第5条の改正規定並び に次条第2項の規定 令和3年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の 規定 令和3年10月1日
- (9) 第5条の規定 令和4年10月1日
- (10) 略

(町民税に関する経過措置)

第2条 略

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大2 口町税条例の規定中個人の町民税に関する部 分は、令和3年度以後の年度分の個人の町民 税について適用し、令和2年度分までの個人 の町民税については、なお従前の例による。

3 略

(手持品課税に係る町たばこ税)

第8条 令和2年10月1日前に売渡し等が行際8条 平成32年10月1日前に売渡し等が われた製造たばこを同日に販売のため所持す る卸売販売業者等又は小売販売業者がある場 合において、これらの者が所得税法等改正法 附則第51条第9項の規定により製造たばこ の製造者として当該製造たばこを同日にこれ らの者の製造たばこの製造場から移出したも のとみなして同項の規定によりたばこ税を課 されることとなるときは、これらの者が卸売

附則

(施行期日)

第1条 略

- (1) \sim (5) 略
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規 定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中大口町税条例第26条第1項第 2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。) 並び に第33条の2及び第33条の6の改正規 定並びに同条例附則第5条の改正規定並び に次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の 規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日 (10) 略

(町民税に関する経過措置)

第2条 略

前条第7号に掲げる規定による改正後の大 口町税条例の規定中個人の町民税に関する部 分は、平成33年度以後の年度分の個人の町 民税について適用し、平成32年度分までの 個人の町民税については、なお従前の例によ る。

3 略

(手持品課税に係る町たばこ税)

行われた製造たばこを同日に販売のため所持 する卸売販売業者等又は小売販売業者がある 場合において、これらの者が所得税法等改正 法附則第51条第9項の規定により製造たば この製造者として当該製造たばこを同日にこ れらの者の製造たばこの製造場から移出した ものとみなして同項の規定によりたばこ税を 課されることとなるときは、これらの者が卸

旧

販売業者等として当該製造たばこ (これらの 者が卸売販売業者等である場合には町の区域 内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販 売業者である場合には町の区域内に所在する 当該製造たばこを直接管理する営業所におい て所持されるものに限る。)を同日に小売販 売業者に売り渡したものとみなして、町たば こ税を課する。この場合における町たばこ税 の課税標準は、当該売り渡したものとみなさ れる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税 の税率は、1,000本につき430円とす る。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵 2 場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方 税法施行規則の一部を改正する省令(平成3 0年総務省令第25号。附則第10条第2項 において「平成30年改正規則」という。) 別記第2号様式による申告書を令和2年11 月2日までに町長に提出しなければならな
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、 令和3年3月31日までに、その申告に係る 税金を施行規則第34号の2の5様式による 納付書によって納付しなければならない。
- 第1項の規定により町たばこ税を課する場 4 合には、前3項に規定するもののほか、第3 条の規定による改正後の大口町税条例(以下 この項及び次項において「2年新条例」とい う。) 第21条、第90条第4項及び第5 項、第92条の2並びに第93条の規定を適 用する。この場合において、次の表の左欄に 掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

(略)

5 <u>2 年新条例</u>第91条の規定は、販売契約の 5 <u>32年新条例</u>第91条の規定は、販売契約 解除その他やむを得ない理由により、町の区

売販売業者等として当該製造たばこ(これら の者が卸売販売業者等である場合には町の区 域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売 販売業者である場合には町の区域内に所在す る当該製造たばこを直接管理する営業所にお いて所持されるものに限る。)を同日に小売 販売業者に売り渡したものとみなして、町た ばこ税を課する。この場合における町たばこ 税の課税標準は、当該売り渡したものとみな される製造たばこの本数とし、当該町たばこ 税の税率は、1,000本につき430円と する。

- 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵 場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方 税法施行規則の一部を改正する省令(平成3 0年総務省令第25号。附則第10条第2項 において「平成30年改正規則」という。) 別記第2号様式による申告書を平成32年1 1月2日までに町長に提出しなければならな
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、 平成33年3月31日までに、その申告に係 る税金を施行規則第34号の2の5様式によ る納付書によって納付しなければならない。
 - 第1項の規定により町たばこ税を課する場 合には、前3項に規定するもののほか、第3 条の規定による改正後の大口町税条例(以下 この項及び次項において「32年新条例」と いう。) 第21条、第90条第4項及び第5 項、第92条の2並びに第93条の規定を適 用する。この場合において、次の表の左欄に 掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

(略)

の解除その他やむを得ない理由により、町の

旧

域内に営業所の所在する小売販売業者に売り 渡した製造たばこのうち、第1項の規定によ り町たばこ税を課された、又は課されるべき ものの返還を受けた卸売販売業者等について 準用する。この場合において、当該卸売販売 業者等は、施行規則第16条の2の5又は第 16条の4の規定により、これらの規定に規 定する申告書に添付すべき施行規則第16号 の5様式による書類中「返還の理由及びその 他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は 還付を受けようとする製造たばこについて第 1項の規定により町たばこ税が課された、又 は課されるべきであった旨を証するに足りる 書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこ の品目ごとの本数を記載した上で同様式によ る書類をこれらの申告書に添付しなければな らない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

行われた製造たばこを同日に販売のため所持 する卸売販売業者等又は小売販売業者がある 場合において、これらの者が所得税法等改正 法附則第51条第11項の規定により製造た ばこの製造者として当該製造たばこを同日に これらの者の製造たばこの製造場から移出し たものとみなして同項の規定によりたばこ税 を課されることとなるときは、これらの者が 卸売販売業者等として当該製造たばこ(これ らの者が卸売販売業者等である場合には町の 区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小 売販売業者である場合には町の区域内に所在 する当該製造たばこを直接管理する営業所に おいて所持されるものに限る。)を同日に小 売販売業者に売り渡したものとみなして、町 たばこ税を課する。この場合における町たば こ税の課税標準は、当該売り渡したものとみ なされる製造たばこの本数とし、当該町たば 区域内に営業所の所在する小売販売業者に売 り渡した製造たばこのうち、第1項の規定に より町たばこ税を課された、又は課されるべ きものの返還を受けた卸売販売業者等につい て準用する。この場合において、当該卸売販 売業者等は、施行規則第16条の2の5又は 第16条の4の規定により、これらの規定に 規定する申告書に添付すべき施行規則第16 号の5様式による書類中「返還の理由及びそ の他参考となるべき事項」欄に、当該控除又 は還付を受けようとする製造たばこについて 第1項の規定により町たばこ税が課された、 又は課されるべきであった旨を証するに足り る書類に基づいて、当該返還に係る製造たば この品目ごとの本数を記載した上で同様式に よる書類をこれらの申告書に添付しなければ ならない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が 第10条 平成33年10月1日前に売渡し等 が行われた製造たばこを同日に販売のため所 持する卸売販売業者等又は小売販売業者があ る場合において、これらの者が所得税法等改 正法附則第51条第11項の規定により製造 たばこの製造者として当該製造たばこを同日 にこれらの者の製造たばこの製造場から移出 したものとみなして同項の規定によりたばこ 税を課されることとなるときは、これらの者 が卸売販売業者等として当該製造たばこ(こ れらの者が卸売販売業者等である場合には町 の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が 小売販売業者である場合には町の区域内に所 在する当該製造たばこを直接管理する営業所 において所持されるものに限る。)を同日に 小売販売業者に売り渡したものとみなして、 町たばこ税を課する。この場合における町た ばこ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる製造たばこの本数とし、当該町た

ĺΗ

こ税の税率は、1,000本につき430円 とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵 2 場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 3 0 年改正規則別記第 2 号様式による申告書 を<u>令和 3 年 1 1 月 1 日</u>までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、 令和4年3月31日までに、その申告に係る 税金を施行規則第34号の2の5様式による 納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大口町税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 <u>3年新条例</u>第91条の規定は、販売契約の 解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべいで、フに関係を受けた卸売を受けたが表別第16条の2の5又は規定は多の4の規定により、これら規定により、これら規定により、これら規定によりの規定により、これら規定による事項」欄に、当該理を受けようとする製造たばこについる。 であった旨を証するに足りる

ばこ税の税率は、1,000本につき430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵 場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 30年改正規則別記第2号様式による申告書 を平成33年11月1日までに町長に提出し なければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、 <u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
 - 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大口町税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

新	旧
書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこ	る書類に基づいて、当該返還に係る製造たば
の品目ごとの本数を記載した上で同様式によ	この品目ごとの本数を記載した上で同様式に
る書類をこれらの申告書に添付しなければな	よる書類をこれらの申告書に添付しなければ
らない。	ならない。

改正要旨

1 改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における寡婦(寡夫)控除の見直し、「ひとり親控除」の創設、固定資産にかかる現所有者の申告制度化、たばこ税の 課税方法の見直し等による所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 住民税関係(第26条、第33条の2、第35条の3の2、第35条の3の3の33関係)(令和3年1月1日~)
 - ア 寡婦 (寡夫) 控除の改正

寡婦(寡夫)控除について、以下の見直しを行います。

- ① 寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円)を設けます。
- ② 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」に記載がある場合は、控除の対象外とします。
- ③ 子ありの寡夫の控除額(現行26万円)を子ありの寡婦と同額(30万円)とします。
- イ 「ひとり親控除」の創設

全てのひとり親家庭に関して公平な税制を実現する観点から以下の措置を講じます。

- ① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用します。
 - ※子ありの寡婦(寡夫)もこの適用を受けることとなります。
- ② 上記の以外の寡婦については、引き続き寡婦控除(控除額26万円)を適用します。

寡婦控除(本人が女性) 現行制度

(円)

配	偶関係	系	死	別	廃 別		
本	人所往	<u>†</u>	500 万以下	500 万超	500 万以下 500 万规		
扶養	有	子	30 万円	26 万円	30 万円	26 万円	
		子以外	26 万円	26 万円	26 万円	26 万円	
親族	無	無	26 万円	_	_	_	

改正後

酉□	偶関	係	死別		離 別		未婚のひとり
本	人所	行得	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超	親 500 万以下
扶養	有	子	30 万円	_	30 万円	_	30 万円
		子以外	26 万円	_	26 万円	_	_
親族	無	無	26 万円	_	_	_	_

寡夫控除(本人が男性) 現行制度

(円)

酉□]偶関	係	死 別 離 別		死 別 離 別		IJ
本	人所	得	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超	
扶養	有	子	26 万円	_	26 万円	_	
		子以外	_	_	_	_	
親族	無	無	_	_	_	_	

改正後

	配偶	関係	死	死 別 離 。		別	未婚のひとり
本	人所	得	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超	親 500 万以下
扶養	有	子	30 万円		30 万円		30 万円
		子以外	_	_	_	_	_
親族	無	無	_	_	_	_	_

(2) 固定資産税関係

ア 現に所有している者の申告の制度化(第67条の4関係)

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に 所有している者(相続人等)に対し、氏名、住所等必要な事項について事実 を知った日から3月経過した日までに申告させることとします。(令和3年 度~)

イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大(第52条関係)

住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとします。

使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとします。

(3) たばこ税関係

たばこ税について、軽量な葉巻たばこに係る課税方式を次のとおり見直しを します。(第86条、第88条関係)

1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、0.7グラム未満の 葉巻たばこについては、0.7本の紙巻たばことみなして課税します。

(本数課税方式への見直し)

課	税方式	令和 2 年 9 月 30 日	令和2年10月1日
区分		まで	から1年間
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税
(1本当たり)	1グラム以上		重量比例課税

(4) その他

還付加算金等の割合の引下げ(附則第3条の2、第4条関係)

還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、令和3年1月1日からその割合の引下げをします。延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能から変更はありません。(1か月以内は、特例基準割合+1%(2.6%)、その後は特例基準割合+7.3%、(8.9%))

ただし、徴収の猶予等の場合、納期限の延長の場合については引下げをします。

0	1	T		
	内 容	特例	令和元年分	令和3年1月1日以降
還付加算金	町から納税者への	特例基準割合	1.6%	貸出約定平均金利+
	還付金に付される	(貸出約定平均		<u>0.5%</u>
	利息	金利+1%)		
		(本則は 7.3%)		
延滞金	法定納期限を徒過	特例基準割合	8.9%	特例基準割合+7.3%
	し履行遅滞となっ	(貸出約定平均		
	た場合に遅延利息	金利+1%)+		
	として課されるも	7. 3%		
	の。1月以内は早期	(本則は 14.6%)		
	納付を促す観点か	特例基準割合	2.6%	特例基準割合+1%
	ら低い利率。	(貸出約定平均	(1 か月以内)	
		金利+1%)+		
		1%		
		(本則は7.3%)		
延滞金	事業廃止等、納税者	特例基準割合	1.6%	貸出約定平均金利+
(徴収の猶	の納付能力の減退	(貸出約定平均		<u>0.5%</u>
予等)	といった状態に配	金利+1%)		
	慮し、軽減	(本則は 7.3%)		